

観音寺市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月4日

観音寺市監査委員 大 西 保 行

観音寺市監査委員 石 山 秀 和

令和 5 年度

定期監査結果報告書

(後 期)

観音寺市監査委員

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
政策部	企画課	令和5年度の財務に関する事務（一部令和4年度を含む）の執行及び経営に係る事業の管理
	ふるさと活力創生課	
	秘書課	
	プロジェクト推進課	
総務部	総務課	
	税務課	
	危機管理課	
市民部	地域支援課	
	市民課	
	生活環境課	
	人権課	
	大野原支所	
	豊浜支所	
健康福祉部	社会福祉課	
	高齢介護課	
	子育て支援課	
	健康増進課	
経済部	農林水産課	
	地籍調査課	
	商工観光課	
建設部	建設課	
	都市整備課	
	下水道課	

第2 監査の方法

本監査は、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産管理、施設管理、文書等の処理及び職員の服務状況等について、事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

監査対象となった部課等に対し、監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し質疑を行い関係書類の検査を行った。

また、本庁外の施設については、現地に赴き監査を実施した。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指示したので記述は省略する。

監査の結果、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも事務の執行に当たっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 指摘事項、意見等

共通事項

- 補助金については、観音寺市補助金等交付規則及び各種補助金交付要綱に基づいて、業務内容や積算根拠を十分精査し交付されたい。
- 使用料等の各種減免申請については、受付時に記載内容や必要な書類を十分に確認し、受付後の事務処理（決裁、決定通知等）についても不備がないよう努められたい。
- 負担行為書等で随意契約の根拠法令が相違している場合が多く見受けられる。あらためて随意契約ガイドラインを確認されたい。また金額の積算根拠についても十分に確認されたい。
- 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多く見受けられる。記入漏れのないように努められたい。

- 備品台帳に関しては、購入した年度がかなり古い備品が見受けられる。あらためて備品台帳と配置が一致するかを点検したうえで、備品の適正管理に努められたい。
- 切手等の受払簿については、観音寺市物品管理規則第13条様式第6号を使用し、切手の使用がなくても毎月作成して所属長の確認印を受け、枚数や残額の管理に努められたい。
- 外部施設の出勤簿、公用車運転日誌、駐車場カード使用簿やETCカード使用簿の管理について、空白のものや確認印忘れ、修正液、鉛筆書きが散見されたので、適正に処理されたい。

企画課

- 補助金については、これまでも見直しが行われてきたが、長期間継続的に交付されている補助金が見受けられた。補助金の見直しについて、見直し基準（指針）を設け、補助金の適正化に努められたい。